

**「東京 2020 大会のカーボンオフセット」への協力と
「ゼロカーボン3デイズ in2019」の実現に向けた
クレジット募集要領**

令和2年6月

埼玉県環境部温暖化対策課

Vol. 5

1 事業の概要

埼玉県は平成 23 年度から「目標設定型排出量取引制度」を実施し、対象事業者のCO₂削減努力により目標を達成し、同制度に基づくクレジット（※1）を 590 万トン創出しています。

東京 2020 組織委員会（※2）は、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」（平成 30 年 6 月策定）で大会の開催に伴い排出されるCO₂について一定の条件を満たすクレジットでカーボンオフセット（※3）を行うこととしています。

このたび、埼玉県では目標設定型排出量取引制度で対象事業所（以下「大規模事業所」という。）が創出したクレジットの提供を呼び掛け、組織委員会が実施するオフセットの取組に協力することとしました。

また、オリンピック・パラリンピックと並び大きな国際スポーツ大会である、ラグビーワールドカップTM2019 日本大会が熊谷ラグビー場で開催されることから、開催 3 日間の熊谷市内で排出されるすべてのCO₂をオフセットする取組「ゼロカーボン 3 デイズ in 2019」を、埼玉県独自の取組として実施することにいたしました。

つきましては、「東京 2020 大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン 3 デイズ in 2019」（以下これら取組を総称して「ゼロカーボン埼玉」という。）に活用するクレジットの御提供について御協力をお願いいたします。

- ※1 「目標設定型排出量取引制度」に基づくクレジット（超過削減量）とは、県が設定した目標削減率を上回って削減したCO₂排出量のこと。
- ※2 東京 2020 組織委員会とは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のこと。
- ※3 カーボンオフセットとは、自らの取組のみでは削減しきれないCO₂排出量を、他の場所での排出削減量で充当すること。

【専用サイト】

詳細は、以下のホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/olympic.html>

(1) 目的

ア 東京 2020 組織委員会が目指す「東京 2020 大会のカーボンオフセット」への協力

東京 2020 組織委員会が「持続可能性に配慮した運営計画 第二版(平成 30 年 6 月公表)」で掲げた「東京 2020 大会の開催に伴い発生するCO₂をオフセットする取組」への協力

東京 2020 大会の開催に伴うCO₂排出量：約 273 万トン（令和 2 年 4 月時点）
(施設建設由来 約 150 万トン、運営由来 約 37 万トン、観客由来 約 86 万トン)

イ 「ゼロカーボン 3 デイズ in 2019」の実現

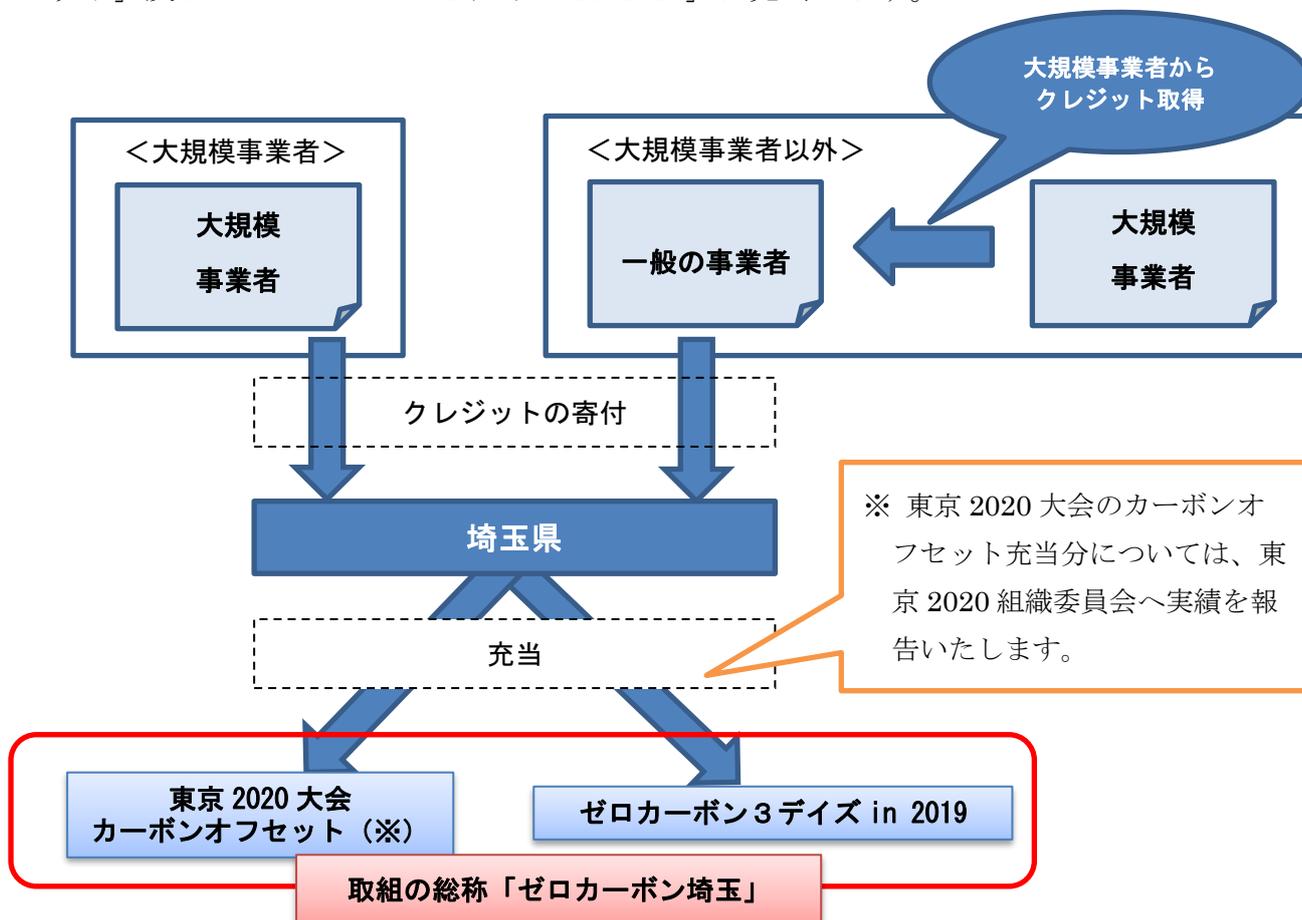
ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会が熊谷市で開催される 3 日間及び熊谷ラグビー場こけら落としイベント等関連イベントの開催日の熊谷市内全てのCO₂排出量をオフセットしてゼロにする取組

オフセットするCO₂排出量：約 3 万トン（1 日当たり約 0.8 万トン×4 日間）

(2) 事業の全体スキーム

目標設定型排出量取引制度対象事業者(以下「大規模事業者」という。)等の皆様から埼玉県に、寄付によりクレジットを御提供いただきます。

御提供いただいたクレジットは埼玉県が取りまとめ、「東京 2020 大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン 3 デイズ in 2019」に充当します。



(3) 募集対象クレジット

目標設定型排出量取引制度における超過削減量、県内中小クレジット
(それぞれ1トンから受け付けます。)

【留意事項】

- 一度、県に寄付いただいたクレジットをお戻しすることはできませんので、大規模事業所の目標達成に支障のない範囲での申請をお願いいたします。
- 寄付いただいたクレジットについては、県が無効化(クレジットを目標設定型排出量取引制度における目標達成以外で利用すること)を行い、「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズ in2019」に充当します。

(4) 御応募いただける方

大規模事業者等どなたでも寄付することができます。なお、現在クレジットを保有していない場合は、クレジットを保有する大規模事業者等から取得する必要があります。

(5) 募集期間

寄付を希望される方につきましては、平成30年11月1日から簡易電子申請システムにより受付しています。

「ア 東京2020組織委員会が目指す「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力」について、引き続き募集をしております。

ア 東京2020組織委員会が目指す「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力
平成30年11月1日(木曜日)から令和2年9月7日(月)まで ※申請書類必着

イ 「ゼロカーボン3デイズ in 2019」の実現

募集は終了しております。

【留意事項】

- すべての手続を完了した時点で寄付が完了となります。上記期間までに手続を完了くださいますようお願いいたします。

2 クレジットを御提供いただいた皆様へ

(1) 県からの「御礼状」等の交付

寄付いただいた方全員に、知事名の「御礼状」を交付いたします。

なお、大口寄付者の方へは、「御礼状」とは別に、「感謝状」も交付します。

(交付時期及び方法等は、別途お知らせいたします。)

(2) 県のホームページへの寄付事実の公表

寄付事業者の法人名(一般管理口座の名義)を埼玉県のホームページに掲載します。

また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLを埼玉県のホームページに

掲載いたします。

(3) 法定報告書等への記載

寄付事業者が作成・発行する法定書類（IR報告など）に、埼玉県へクレジットを寄付したことについて、記載することができます。

（詳しくは4ア及びイを御覧ください。）

(4) 寄付事業者における寄付事実の公表

寄付事業者のホームページ等で、埼玉県の取組に協力した旨、公表いただけます。ただし、公表できる内容が限定されておりますので、必ず別紙を御確認ください。

（4ウもあわせて御覧ください。）

【留意事項】

- 企業ホームページトップのURLも掲載することを希望する場合は、振替可能削減量振替申請書（3ウ（ウ）に係るもの）の「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」欄のうち「会社名」欄にURLを記載してください。
- 資料「目標設定型排出量取引制度のクレジットを活用した取組」を御覧ください。

上記資料は、県のホームページに公表しております。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/olympic.html>

3 クレジットの御提供に係る手続

クレジットの御提供にあたりましては、目標設定型排出量取引制度における目標達成のための排出量取引と同様に、一般管理口座の開設やクレジットの振替等の手続が必要となります。

ア 事前申込

クレジットの御提供をいただける方は、簡易電子申請システムよりお申し込みください。（利用者登録は不要です。）

埼玉県電子申請・届出サービス

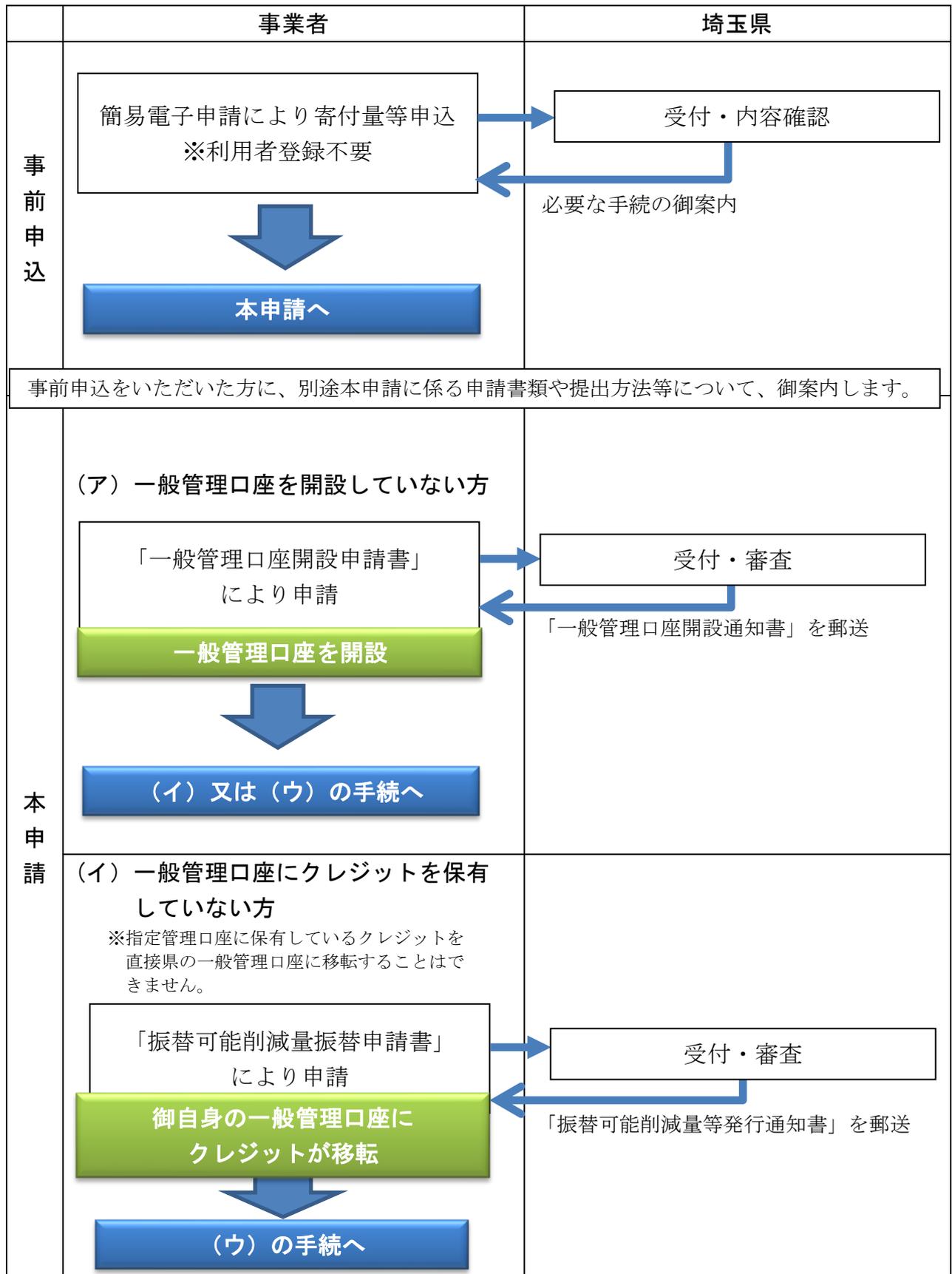
<https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=8730>

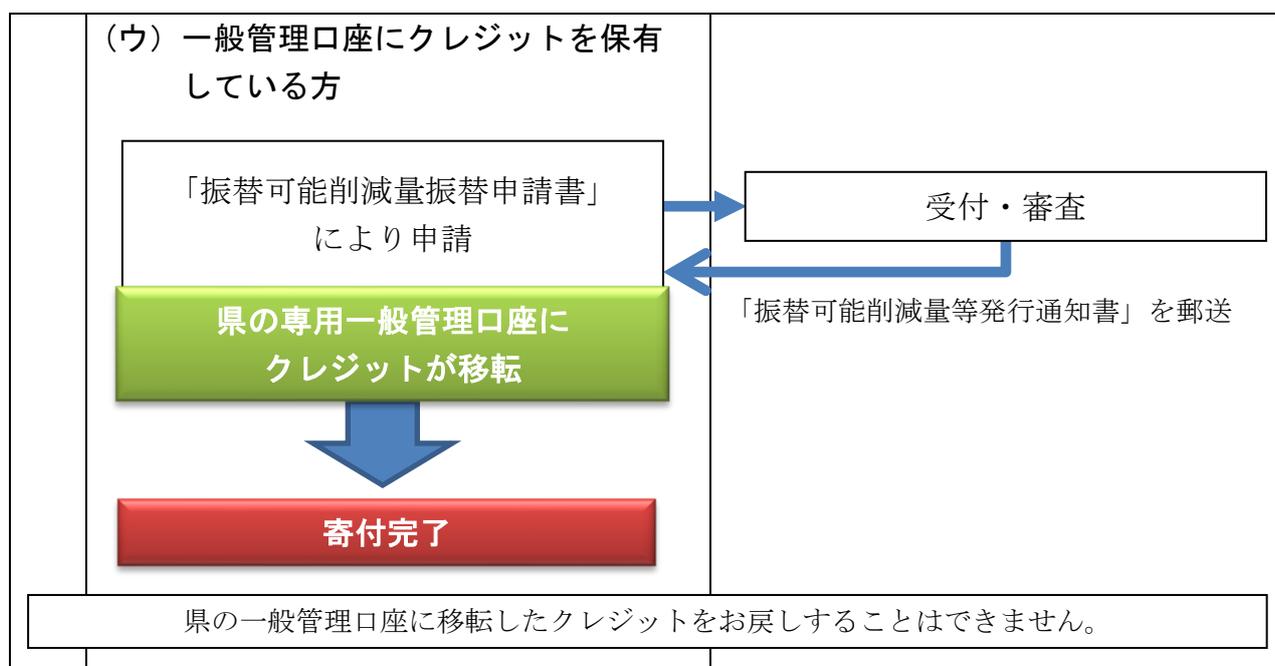
イ 本申請

アによりお申込みをいただいた方につきまして、一般管理口座の開設やクレジットの振替等のために必要な書類や提出方法等の御案内をさせていただきます。御案内させていただく内容に従って、手続をお願いいたします。

本申請の手続が終了すると、クレジットの寄付が完了となります。

ウ 手続の流れ





(ア) 一般管理口座を開設していない方 【一般管理口座の開設】

新たに口座開設していただく必要がありますので、開設申請の手続が必要となります。

(イ) 一般管理口座は開設しているが、一般管理口座にクレジットを保有していない方
【クレジットの移転等】

大規模事業者につきましては、指定管理口座から御自身の一般管理口座へ振替等の申請手続が必要となります。また、大規模事業者以外の方につきましては、クレジットを保有している大規模事業者の一般管理口座から御自身の一般管理口座へ振替等の申請手続が必要となります。

(ウ) 一般管理口座を開設し、かつ一般管理口座にクレジットを保有している方
【クレジットの移転等】

御自身の一般管理口座に保有されているクレジットのうち御寄付いただける量について、県の寄付専用の一般管理口座への移転申請の手続きを行ってください。

【寄付専用の一般管理口座】

口座名義人 埼玉県（東京 2020 大会オフセット）

口座番号 110-110-900000000000002-00

【留意事項】

- (ア) ～ (ウ) の手続を一括して申請することも可能です。
- 第2計画期間において創出された超過削減量や県内中小クレジットの寄付を希望される場合は、第三者検証が必要となるとともに、別途発行手続が必要になる場合があります。
- 県は、寄付事業者の法人名称（一般管理口座の口座名義人）及び寄付量を県のホーム

ページに掲載します。

また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLも掲載することができますので、振替可能削減量振替申請書（(ウ)に係るもの）の「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」欄のうち「会社名」欄にURLを記載してください。

4 クレジット御提供にあたっての御注意

ア 「東京 2020 大会のカーボンオフセット」への協力に係る寄付事業者は、IR 報告等の法定書類にクレジットの提供の事実を記載できます。

詳しくは、東京 2020 組織委員会にお問い合わせください。

【東京 2020 組織委員会 お問い合わせ窓口】

電話：0570-09-2020（受付時間：平日 9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く）

イ 「ゼロカーボン 3 デイズ in2019」への協力に係るクレジット寄付事業者の寄付の事実に関する取扱いについては、資料「目標設定型排出量取引制度のクレジットを活用した取組」を御覧ください。

上記資料は、県のホームページに公表しております。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/olympic.html>

ウ 寄付事業者から、寄付の事実を自らHPやメディア等への発信する場合は、発信内容が限定されております。詳しくは別紙を御覧ください。

エ クレジットの提供に係る税務処理（法人税関係）

クレジットの寄付が完了した日（クレジットが事業者の一般管理口座から埼玉県の一般管理口座に移転した日）の属する会計年度において、寄付時の価格に相当する金額を県に対する寄附金の額として損金の額に算入することができます（事業者自身が県からクレジットの発行を受けた場合はオフバランスと考えられることから、これらの処理を行わなくても差し支えありません）。具体的手続については税理士、税務署等にお問い合わせください。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務処理については、県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html#torihiki>

エ クレジットの受領が適切でないと認められる場合は寄付をお受けできません。

『「東京 2020 大会のカーボンオフセット」への協力と
「ゼロカーボン3 デイズ in2019」の実現』への
御協力に関する寄付事業者様からの公表について

寄付事業者様からの法定書類への記載を除き、本事業への寄付に協力いただいた旨公表ができないとお知らせしておりましたが、東京 2020 組織委員会等との調整により、以下のとおり限定的ではありますが、寄付事業者様からの公表が可能な内容につきまして、改めて整理いたしましたのでお知らせさせていただきます。

1 公表できる内容

寄付事業者様側が、埼玉県を取組に協力している旨を表明

※ 大会の権利とは関係ないため、すべての寄付事業者様同一の扱いです。

【公表できる文章の例】

(例 1)

カーボンオフセットに係る埼玉県を取組に協力するために、クレジットを寄付しました。

(例 2)

カーボンオフセットに係る埼玉県を取組「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●● t を寄付しました。

埼玉県の取組に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

(例 3)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●● t を寄付しました。

埼玉県の取組に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

(例 4 : ゼロカーボン 3 デイズのみの場合)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン 3 デイズ in2019」の取組に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●● t を寄付しました。

「ゼロカーボン 3 デイズ in2019」の取組に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

※リンクを掲載する場合は、以下のURLとしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/zerocarbon-saitama.html>

(総合トップ > くらし・環境 > 環境・エコ > エネルギー政策・温暖化対策 > 目標設定
型排出量取引制度 > 「ゼロカーボン埼玉」の実現に向けた取組について)

上記URLのページ **1. 取組の概要** をクリックすると、取組の内容が御覧いただけます。

2 公表できる媒体等

ホームページやプレスリリースなどの媒体で可能です。

3 公表できる時期

クレジットの移転実行（寄付の完了）後となります。

この募集要領に関するお問い合わせは

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

電話 048-830-3043

FAX 048-830-4777

E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/olympic.html>

※ 本申請の御案内後は a3030-18@pref.saitama.lg.jp にお問い合わせください。